

日薬業発第197号
令和4年9月1日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

【日本薬剤師研修センター】
研修会等開催申請における禁止事項について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターより、研修会等の開催申請において、研修認定薬剤師制度実施要領の規定に反する事例が複数生じていることから、9月1日より、違反が判明した場合は理由及び違反回数に如何を問わず、研修実施機関登録の取り消しを行うとの連絡がございました。詳細は別紙をご覧ください。

なお、日本薬剤師研修センターが今回の通知で「違反」としている内容は、日時、会場、開催方式が同じ一つの研修会について、複数の研修実施機関が各々開催申請を行った結果、同一人が各研修実施機関に参加申し込みを行い1回の研修会に参加するだけで2研修会分以上の単位の交付を受ける事例を指しているとのことです。

写

日薬研発第 95 号

令和 4 年 8 月 29 日

公益社団法人日本薬剤師会

会長 山本 信夫 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊 島 聰

研修会等開催申請における禁止事項について

令和 4 年 8 月 8 日日薬研発第 87 号「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の本稼働後の状況を踏まえた留意事項について」を以て留意すべき事項をお示ししたところですが、研修会等の開催申請において、研修認定薬剤師制度実施要領の規定に反する事例が複数生じていることから、本年 9 月 1 日より下記の措置を講じますので、ご了知ください。

記

研修認定薬剤師制度実施要領第 37 条第 4 項後段において「1 つの研修会等を複数の研修実施機関が各々開催申請することはできない。」と規定しています。これは、このような開催がなされた場合、同一人が複数の研修機関に受講を登録することで、1 研修の受講にもかかわらず、2 研修分以上の研修受講単位を交付されることとなるため、禁止しているものです。

当財団における研修会等開催申請の審査の際には、このような申請を許可しないよう注意を払ってはいますが、研修会等の名称が若干異なって記載された場合など、完全に発見することは困難です。一方、複数団体が共同で研修会等を企画する場合であっても、開催申請をする研修実施機関を定めることは容易であり、このような申請の発生原因は研修実施機関にあるものと思料します。

したがって、このような申請を申請時に発見した場合、あるいは許可又は開催後に発覚した場合は、研修認定薬剤師制度実施要領第 36 条第 1 項(2)及び(9)に該当するため、理由及び違反回数如何を問わず、関係研修実施機関は研修実施機関登録の取り消しを行うこととします。